



新潟県



発行 新潟県

号外 1

令和 3 年 2 月 12 日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 3 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則 (生活衛生課)

規 則

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和3年2月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(音響機器) 第31条 条例第103条の規則で定める音響機器は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例 <u>第101条第2号</u> に規定するカラオケ装置 (2)～(4) (略)	(音響機器) 第31条 条例第103条の規則で定める音響機器は、次に掲げるとおりとする。 (1) 条例 <u>第101条第3号</u> に規定するカラオケ装置 (2)～(4) (略)

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県食品衛生法施行細則(昭和48年新潟県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下この条において「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(製品検査の申請) 第4条 法第25条第1項の規定による検査の申請は、 <u>別に定める様式</u> によるものとする。	(製品検査の申請) 第4条 法第25条第1項の規定による検査の申請は、 <u>別記第1号様式</u> によるものとする。
(試験品の採取) 第6条 (略) 2 食品衛生監視員は、前項の試験品の採取を行ったときは、前条の箱又は容器を封かんの上、 <u>別に定める様式</u> による製品検査試験品標紙を付さなければならない。	(試験品の採取) 第6条 (略) 2 食品衛生監視員は、前項の試験品の採取を行ったときは、前条の箱又は容器を封かんの上、 <u>別記第2号様式</u> による製品検査試験品標紙を付さなければならない。
(検査命令) 第8条 法第26条第1項の規定による命令は、 <u>別に定める様式</u> による検査命令書により行うものとする。	(検査命令) 第8条 法第26条第1項の規定による命令は、 <u>別記第3号様式</u> による検査命令書により行うものとする。
(検査命令による検査申請) 第9条 法第26条第1項の規定による検査の申請は、 <u>別に定める様式</u> によるものとする。	(検査命令による検査申請) 第9条 法第26条第1項の規定による検査の申請は、 <u>別記第4号様式</u> によるものとする。
(食品衛生管理者の届出) 第10条 法第48条第8項の規定による届出は、 <u>別に</u>	(食品衛生管理者の届出) 第10条 法第48条第8項の規定による届出は、 <u>別記</u>

定める様式によるものとする。

(営業許可の申請)

第11条 法第55条第1項の規定による営業の許可の申請は、別に定める様式によるものとする。

(地位の承継の届出)

第12条 法第56条第2項の規定による許可業者の地位の承継の届出は、別に定める様式によるものとする。

(営業の届出)

第13条 法第57条第1項の規定による営業の届出は、別に定める様式によるものとする。

(申請事項等の変更)

第14条 省令第71条の規定による変更の届出は別に定める様式によるものとする。

(廃業等の届出)

第15条 省令第71条の2又は条例第6条の規定による届出は、別に定める様式によるものとする。

第16条 (略)

(営業施設の検査)

第17条 知事は、第11条に規定する申請書、第14条に規定する届出書(許可業者が届け出るものに限る。)又は第15条に規定する届出書(復業に係るものに限る。)を受理したときは、条例第4条の基準に係る事項について食品衛生監視員に検査させるものとする。

第18条 (略)

第5号様式によるものとする。

(営業許可の申請)

第11条 法第52条第1項の規定による営業の許可の申請は、別記第6号様式によるものとする。

(相続による承継の届出)

第12条 法第53条第2項の規定による相続による許可業者の地位の承継の届出は、別記第7号様式によるものとする。

(合併による承継の届出)

第13条 法第53条第2項の規定による合併による許可業者の地位の承継の届出は、別記第8号様式によるものとする。

(分割による承継の届出)

第14条 法第53条第2項の規定による分割による許可業者の地位の承継の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(申請事項等の変更)

第15条 省令第71条の規定による変更の届出は別記第10号様式によるものとし、変更があつた日から10日以内に知事に届け出なければならない。

(営業種目等の変更)

第16条 許可業者は、政令第35条に規定する営業でかつこの内の営業種目又は製造品目を変更するときは、別記第11号様式による営業種目(製造品目)変更届出書を変更する日の10日前までに知事に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第17条 条例第6条の規定による届出は、別記第12号様式によるものとする。

第18条 削除

第19条 (略)

(営業施設の検査)

第20条 知事は、第11条に規定する申請書又は第15条から前条までに規定する届出書を受理したときは、条例別表第2の施設基準に係る事項について食品衛生監視員に検査させるものとする。

第21条 (略)

	<p>別記</p> <p>第1号様式 (第4条関係) 製品検査申請書 (略)</p> <p>第2号様式 (第6条関係) 製品検査試験品標紙 (略)</p> <p>第3号様式 (第8条関係) 検査命令書 (略)</p> <p>第4号様式 (第9条関係) 検査申請書 (略)</p> <p>第5号様式 (第10条関係) 食品衛生管理者設置(変更)届出書 (略)</p> <p>第6号様式 (第11条関係) 食品営業許可申請書 (略)</p> <p>第7号様式 (第12条関係) 相続による地位承継届出書 (略)</p> <p>第8号様式 (第13条関係) 合併による地位承継届出書 (略)</p> <p>第9号様式 (第14条関係) 分割による地位承継届出書 (略)</p> <p>第10号様式 (第15条関係) 許可申請事項 承継届出事項 変更届出書 (略)</p> <p>第11号様式 (第16条関係) 営業種目(製造品目)変更届出書 (略)</p> <p>第12号様式 (第17条関係) 廃業(休業・復業)届出書 (略)</p>
--	--

(新潟県食品衛生条例施行規則の廃止)

第3条 新潟県食品衛生条例施行規則(昭和43年新潟県規則第2号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）附則第 9 条の規定によりその例によることとされる同法第 2 条の規定による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 57 条第 1 項の規定による営業の届出については、第 2 条の規定による改正後の新潟県食品衛生法施行細則第 13 条の規定の例によるものとする。